

# 東京ふねひき会規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、東京ふねひき会と称する。

(組 織)

第 2 条 本会は、東京及びその近県に居住する船引町出身者及びその家族並びに本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(事務所・事務局の所在地)

第 3 条 本会の事務所は会長宅、事務局は、福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2 田村市役所内に置く。

尚、各地に支部を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 本会は、会員相互の親睦と福利の増進を図り、あわせて郷土の産業・経済・文化の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること。
- (2) 会員の福利増進に関すること。
- (3) 会員相互及び船引町との間における情報交換。
- (4) 会報の発行
- (5) その他役員で決定した事業

## 第3章 役 員

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名 副会長 若干名 事務局長 1 名 事務局次長 若干名
- (2) 理事 若干名 会計 2 名 監事 3 名
- (3) 顧問 相談役 若干名

会長は、事業執行上必要があるときは役員会の議を経て部会又は委員会を設け部長又は委員長を置くことができる。

(役員の仕事)

第 7 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

事務局長、事務局次長は会務を掌理し、その執行に当たる。

会計は会計事務を処理し、監事は会計の監査を行う。

顧問、相談役は会の運営に誠実かつ適切な助言に努める。

理事は会務を審議し会運営を推進する。

(役員を選出)

第 8 条 会員の中から役員会において選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

(役員欠員)

第 10 条 役員に欠員が生じたときは、これを補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(名誉役員)

第 11 条 総会の承認を経て、名誉役員を置くことができる。

名誉役員は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

## 第 4 章 会 議

(総会及び役員会)

第 12 条の 1 定例総会は毎年 1 回これを開き、臨時総会は会長が必要と認めたときにこれを開く。役員会は必要に応じてそのつど開く。

第 12 条の 2 総会、役員会は、会長が招集しその議長となる。

第 12 条の 3 総会では次の事項を審議決定する。

事業計画及び事業報告、予算及び決算、規約の改廃、会長、副会長ほか役員  
の任免、その他重要な事項。

第 12 条の 4 役員会は、本会の重要事項を審議する。

第 12 条の 5 総会、役員会の議長は、会長又は役員の中から予め選任された者がこれに当たる。

## 第 5 章 会 計

(経費)

第 13 条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第 14 条 本会の会費は年会費とし、会費の額は総会において決定する。

(会計年度)

第 15 条 会計年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第 16 条 会計は役員会の議を経て定例総会に報告し、その承認を受けることを要する。

附 則

本規約は平成 2 年 2 月 11 日から施行する。

附 則

会員で会の体面を毀損する行為があったと認めるときは、役員会の議を経てこれを除名することができる。

附 則

本規約は平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

本一部改正规約は平成 12 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

本一部改正规約は平成 28 年 2 月 21 日から施行する。

# 東京ふねひき会細則

(会費未納者)

第1条 年会費未納者については、督促をしながら在会意思を確認することとする。

附 則

本細則は平成13年2月25日から施行する。